

森 林 土 木 工 事 共 通 仕 様 書

令和4年4月

鹿児島県環境林務部

目 次

第1編 共通編

第1章 総則

第1節 総則	1
--------------	---

第2章 土工

第1節 通則	18
--------------	----

第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第1節 適用	31
第2節 適用すべき諸基準	31
第3節 レディーミクストコンクリート	31
第4節 コンクリートミキサー船	33
第5節 現場練りコンクリート	33
第6節 運搬・打設	34
第7節 鉄筋工	38
第8節 型枠・支保	40
第9節 暑中コンクリート	40
第10節 寒中コンクリート	41
第11節 マスコンクリート	42
第12節 水中コンクリート	42
第13節 水中不分離性コンクリート	44
第14節 プレパックドコンクリート	45
第15節 袋詰コンクリート	47

第2編 材料編

第1章 一般事項

第1節 適用	48
第2節 工事材料の品質及び検査（確認を含む）	48

第2章 工事材料

第1節 土	50
第2節 石	50
第3節 骨材	50
第4節 木材	58
第5節 鋼材	59
第6節 セメント及び混和材料	62
第7節 セメントコンクリート製品	65

第8節 漆青材料	65
第9節 植生材料	68
第10節 目地材料	70
第11節 塗料	70
第12節 道路標識及び区画線	70
第13節 その他	71

第3編 森林土木工事共通編

第1章 総則

第1節 総則	72
--------	----

第2章 一般施工

第1節 適用	77
第2節 適用すべき諸基準	77
第3節 共通的工種	78
第4節 基礎工	103
第5節 石・ブロック積(張)工	114
第6節 一般舗装工	116
第7節 地盤改良工	139
第8節 工場製品輸送工	143
第9節 構造物撤去工	143
第10節 仮設工	147
第11節 軽量盛土工	155
第12節 工場製作工(共通)	156
第13節 橋梁架設工	170
第14節 法面工(共通)	172
第15節 擁壁工(共通)	184
第16節 床版工	185

第4編 治山防潮工編

第1章 築堤・護岸

第1節 適用	186
第2節 適用すべき諸基準	186
第3節 矢板護岸工	186

第2章 堤防・護岸

第1節 適用	187
第2節 適用すべき諸基準	187
第3節 地盤改良工	187

第4節 護岸基礎工	188
第5節 護岸工	190
第6節 擁壁工	192
第7節 天端被覆工	192
第8節 波返工	192
第9節 裹法被覆工	193
第10節 カルバート工	193
第11節 排水構造物工	194
第12節 付属物設置工	195
第13節 付帯道路工	196
第14節 付帯道路施設工	196

第3章 砂丘造成

第1節 適用	198
第2節 適用すべき諸基準	198
第3節 砂丘造成	198
第4節 森林造成	199
第5節 防風林の造成	200

第5編 溪間・山腹工等

第1章 共通施工

第1節 適用	201
第2節 適用すべき諸基準	201
第3節 伐開, 除根等	201
第4節 剥削工及び残土処理	201
第5節 床掘及び埋戻し	202
第6節 盛土工	202
第7節 基礎工	203
第8節 石積(張)工及びコンクリートブロック積(張)工	204
第9節 鉄線籠工	205
第10節 矢板工	206
第11節 管渠工	206
第12節 枠工	206
第13節 鋼製柵工	207
第14節 金網張工	207

第2章 コンクリート工

第3章 溪間工

第1節 適用	209
第2節 適用すべき諸基準	209
第3節 法面工	209
第4節 仮締切工	210
第5節 コンクリート治山ダム工	210
第6節 鋼製治山ダム工	212
第7節 木製治山ダム工	213
第8節 根固工	214
第9節 治山ダム付属物設置工	214
第10節 付帯道路工	215
第11節 付帯道路施設工	216

第4章 流路工

第1節 適用	217
第2節 適用すべき諸基準	217
第3節 護岸工	217
第4節 床固工	218
第5節 根固・水制工	218
第6節 流路付属物設置工	219

第5章 山腹工

第1節 総則	220
第2節 適用すべき諸基準	220
第3節 法切工	220
第4節 階段切付工	221
第5節 軽量盛土工	221
第6節 土留工	221
第7節 埋設工	223
第8節 落石防護工	223
第9節 暗渠工	224
第10節 山腹水路工	225
第11節 構工	226
第12節 筋工	227
第13節 伏工	228
第14節 実播工	229
第15節 吹付工	230
第16節 法枠工	231
第17節 植栽工	232

第18節 山腹工付属物設置工	233
第19節 植栽木の活着判定	234

第6章 地すべり防止工

第1節 適用	238
第2節 適用すべき諸基準	238
第3節 暗渠工	238
第4節 集水井工	239
第5節 排水トンネル工	239
第6節 排土工及び押さえ盛土工	241
第7節 杭工	241
第8節 シャフト工（深礎工）	242
第9節 アンカーア	243
第10節 地すべり防止工付属物設置工	243

第7章 森林整備

第1節 一般事項	244
第2節 植栽	244
第3節 保育	245
第4節 歩道整備	247

第8章 保安林管理道整備

第1節 保安林管理道	248
------------	-----

第9章 植栽工

第1節 通則	249
第2節 樹木等	249
第3節 植栽工	250
第4節 移植工	251
第5節 張芝工	251
第6節 その他	251

第6編 林道

第1章 林道

第1節 適用	254
第2節 適用すべき諸基準	254
第3節 工場製作工	254
第4節 地盤改良工	255
第5節 法面工	255

第6節 軽量盛土工	256
第7節 擁壁工	256
第8節 石・ブロック工	258
第9節 カルバート工	258
第10節 排水施設工	259
第11節 落石雪害防止工	262

第2章 舗装

第1節 適用	264
第2節 適用すべき諸基準	264
第3節 地盤改良工	264
第4節 舗装工	265
第5節 排水構造物工	265
第6節 踏掛版工	266
第7節 防護施設工	267
第8節 区画線工	268

第3章 橋梁下部

第1節 適用	269
第2節 適用すべき諸基準	269
第3節 工場製作工	270
第4節 工場製品輸送工	271
第5節 軽量盛土工	271
第6節 橋台工	271
第7節 RC橋脚工	273
第8節 鋼製橋脚工	274
第9節 護岸基礎工	276
第10節 矢板護岸工	277
第11節 法覆護岸工	277
第12節 擁壁護岸工	279

第4章 鋼橋上部

第1節 適用	280
第2節 適用すべき諸基準	280
第3節 工場製作工	280
第4節 工場製品輸送工	281
第5節 鋼橋架設工	281
第6節 橋梁現場塗装工	282
第7節 床版工	283

第8節 橋梁付属物工	283
第9節 鋼橋足場等設置工	284

第5章 コンクリート橋上部

第1節 適用	285
第2節 適用すべき諸基準	285
第3節 工場製作工	286
第4節 工場製品輸送工	286
第5節 PC橋工	286
第6節 プレビーム桁橋工	288
第7節 PCホロースラブ橋工	289
第8節 RCホロースラブ橋工	290
第9節 PC版桁橋工	291
第10節 PC箱桁橋工	291
第11節 PC片持箱桁橋工	292
第12節 PC押し出し箱桁橋工	293
第13節 橋梁付属物工	294
第14節 コンクリート橋足場等設置工	294

第6章 木造橋上部

第1節 適用	295
第2節 適用すべき諸基準	295
第3節 木造橋上部	295

第7章 道路維持

第1節 適用	297
第2節 適用すべき諸基準	297
第3節 舗装工	297
第4節 排水構造物工	300
第5節 防護柵工	301
第6節 標識工	302
第7節 軽量盛土工	302
第8節 擁壁工	302
第9節 石・ブロック積工	303
第10節 カルバート工	303
第11節 法面工	304
第12節 橋梁床板工	304
第13節 橋梁付属物工	307

第14節 現場塗装工	307
第15節 トンネル	309
第16節 道路付属物復旧工	310
第17節 除草工	310
第18節 応急処理工	311

第8章 道路修繕

第1節 適用	312
第2節 適用すべき諸基準	312
第3節 工場製作工	312
第4節 工場製品輸送工	313
第5節 舗装工	313
第6節 排水構造物工	314
第7節 縁石工	315
第8節 防護柵工	315
第9節 標識工	315
第10節 区画線工	316
第11節 軽量盛土工	316
第12節 擁壁工	316
第13節 石・ブロック積工	317
第14節 カルバート工	317
第15節 法面工	318
第16節 落石雪害防止工	318
第17節 橋梁床板工	319
第18節 鋼析工	319
第19節 橋梁支承工	320
第20節 橋梁付属物工	320
第21節 橋脚巻立工	321
第22節 現場塗装工	325
第23節 トンネル工	325

森林土木工事共通仕様書

平成 元年4月制定

平成 4年4月改定

平成 8年4月改定

平成18年4月改定

平成20年4月改定

平成23年4月改定

平成26年4月改定

平成28年10月改定

平成31年4月改定

令和 2年4月改定

令和 2年7月改訂

令和 3年4月改訂

令和 4年4月改訂

環境林務部工事監査